

議 事 録

公開 ・一部公開・非公開	非公開 部 分 理 由		
	文書管理責任者	保存期間	30（ ）・10・⑤・3・1・随
		作成日	令和5年8月7日
		記録者所属 市民生活部人権同和政策課 職・氏名 主事 堀口 さやか	
会議等の名称	令和5年度第2回 東御市人権尊重のまちづくり審議会		開催日時 令和5年8月7日（月） 午前・ 午後 1時 30分～ 午前・ 午後 3時 00分
		場 所	勤労者会館 大会議室
主催者（事務局）	市民生活部人権同和政策課人権同和政策係		司会者 人権同和政策課長 上原代夫
出席者	審議会委員：富岡茂樹、三縄雅枝、荻原輝久、斉藤哲、高見沢心、西藤千代子、高岡久章、唐沢光章、大谷美知子 幹事：小松信子、井出政之、掛川一郎、小林裕次、上原代夫 庶務：池田恵子、市川寿人、岡澤健一、堀口さやか		
欠席者	審議会委員：鳴澤恵美子、高橋和美、依田雄太郎、小山隆文、原澤利明 幹事：井上祐一、柳沢秀夫、中村昌彦、 小林己和子、武井淳一、深井芳信、柳沢真由美 庶務：堀川千尋		
議 題	（議題）	（配布資料）	
	・ 「東御市犯罪被害者等支援制度（案）の全体像」について	会議次第 東御市犯罪被害者等支援制度（案）の全体像 東御市人権同和教育冊子	
（要点を箇条書き）	・ 東御市犯罪被害者等支援制度（案）の全体像について説明、質疑		
次回への検討事項			
次回開催	（日時） 令和5年11月15日（水） 午後1時30分から		（場所）

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
1 開会	幹事 (司会者)	
2 あいさつ	会長	
3 説明事項		事務局説明、説明後質疑
(1) 「東御市	会長	「申し出て」、とありますがどこへ申し出ればいいのでしょうか。
犯罪被害者等		また、関係課や関係機関と情報共有、連携はされるのでしょうか。
支援制度 (案)	幹事	窓口は人権同和政策課となっております。関係機関等と連携して支援を
の全体像」に		行ってまいります。
ついて	幹事	補足ですが、どんな犯罪の被害にあっても支援を受けられるのではなく、
		支援金・補助金を受けられるのは死亡や障害が残るような怪我を負った
		場合になります。
	幹事	支援条例では様々な犯罪に対する情報提供や支援について、「犯罪被害
		者の心身」としておりますが、支援金の要綱は「死亡または重症」と生死
		に係る場合となっております。
	会長代理	犯罪被害は死亡や重症だけではなく様々な想定がされますが、それはどう
		なのでしょう。
		また、窓口は人権同和政策課とのことですが、専門員による、より専門的
		な支援が必要ではないのでしょうか。加えて、支援の期間は定められてい
		るのでしょうか。長い期間かかるものもあると思いますがそれに対しては
		どのように対応するのでしょうか。
	幹事	人権同和政策課の職員だけでは難しい点もございますが、福祉課の専門職と
		も協力してケアを計ってまいります。死亡や重症以外の場合もサービスを受
		けられないわけではなく、その後の支給対象かどうかとなります。
		また、支援期間については設けておりませんが助成上限は設けさせていただ
		きます。
	委員	犯罪被害者等支援制度とのことですが、「等」にはどこまで含まれますか。
		被害者の定義はどのようになっていますか。
	幹事	「等」の定義ですが、被害者のご家族・ご遺族を指し二親等以内と考えて
		おります。
	委員	定義はとても大切なものなので明確にしていければと思います。
	委員	助成の補助率や支給基準や限度額などはどのようになっていますか。
	庶務	亡くなられた場合のご遺族につきましては30万円、重症の方には10万円の

		<p>支援金を市として考えております。日常生活支援の助成額ですが、それぞれのサービスにかかる金額を計算しまして限度額を設けさせていただいています。</p> <p>また、福祉事業のサービスなど様々な制度を利用された場合も助成を考えております。</p>
会長代理		<p>犯罪被害者の方を支援する制度は大切だと思いますが、本当の意味での支援が必要なのではないのでしょうか。支援の仕方をもう少し考えて欲しいと思います。</p>
幹事		<p>形だけの支援にならないように気をつけて参ります。併せて、誤った情報の拡散など二次被害のないように市民にも周知して参ります。</p>
幹事		<p>被害者の方にまず寄り添う。どの窓口に相談するかわかりませんが、市役所全体が「相談してよかった」と思ってもらえるような対応をすること。一回の相談で心を開いてもらえることはまず無い。しっかり寄り添った上で支援が大切だと思います。</p>
委員		<p>窓口で相談に行くまでに時間がかかりますし、敷居が高いと思います。</p> <p>また、相談に行ったときには別室で話を聞くといった配慮をしてもらえるとありがたいです。</p>
幹事		<p>個人情報保護の観点から、十分配慮して対応して参ります。</p>
幹事		<p>毎月開設しております人権よろず相談もですが、個室で対応しております。</p> <p>また、市が条例を制定しておりますと、事件が起きた際に県警本部や犯罪被害者支援センターから情報の共有が出来るようになります。そうすると、市では守秘義務を順守しつつ被害者の方がいることを把握し相談体制を整え、対応していかなければならないと考えております。</p>
幹事		<p>皆様にご協力頂きつつ、いただいたご意見を参考に進めて参ります。</p> <p>他にご意見はありますか。</p> <p>ないようですので、4 その他に移らせていただきます。</p>
4 その他	庶務	<p>人権セミナー第2回、第3回、第4回について周知</p>
	庶務	<p>東御市人権同和教育の冊子について説明</p> <p>次回の人権尊重のまちづくり審議会の日程について説明</p>
5 閉会	会長代理	
		<p>終了 14:30</p>